

### 岐阜市内のクラスター終息について

- 岐阜市内では、3月31日より、ナイトクラブ、料理店や職場等の3つのクラスター（集団感染）が発生した。
  
- 県においては、当該クラスターを封じ込めるため、4月13日に、「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」を設置し、以下のように取り組んだ。
  - [A] ナイトクラブの従業員17名全員及び利用客25名について、PCR検査を実施。
  - [B] 料理店の従業員36名全員及び利用客175名について、PCR検査を実施。また検査を受けなかった利用客230名のうち215名に健康観察を実施。
  - [C] 2つの職場の従業員7名全員について、PCR検査を実施。
  
- 上記3つのクラスターに関する検査等の結果、県外「4名」を含め、「72名」の陽性患者を特定した。
  
- 厚生労働省クラスター対策班及び岐阜県専門家会議（4月29日）は、岐阜市内のクラスターは、「それぞれの健康観察期間が終了すれば、終息と評価できる」とした。
  
- 岐阜市内のクラスターの健康観察期間は、「A」は5月4日で、「B」は5月2日で、「C」は5月5日で終了。
  
- これらをもって、岐阜県・岐阜市クラスター合同対策本部として、岐阜市内のクラスターは、終息したと判断することとする。

新型コロナウイルス感染症

# 岐阜市「非常事態」総合対策

第二版（案）

令和2年5月6日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

4月16日（木）に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第32条第1項の規定に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大され、**岐阜県**は特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「**特定警戒都道府県**」に位置付けられた。

その後、5月4日（月）に、それまで5月6日（水）までとしていた期間が**5月31日（日）まで**延長された。

### 【特定警戒都道府県とは】

「東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において「特定警戒都道府県」と称して対策を促してきた。」

※新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）より抜粋）

- 緊急事態措置を実施すべき区域  
岐阜県全域
- 緊急事態措置を実施すべき期間  
令和2年4月16日から令和2年5月31日まで
- 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ

・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長（令和2年5月4日）より抜粋

# 1 オール岐阜市での感染防止対策

## (1) 市民への依頼

全ての市民に対し以下の2点を意識した行動の徹底を図る。

○外出の自粛の徹底（「STAY HOME」）

○人との距離を保つこと（「SOCIAL DISTANCING」）

- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤など生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末問わず、また早朝・昼・夜・深夜を問わず、外出を自粛すること。
- ・ 不要不急の外出を自粛すること。また、不要不急の帰省や旅行、都道府県をまたぐ人の移動はまん延防止の観点から極力避けること。
- ・ 特に、感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）を徹底的に回避すること。  
（注）ナイトクラブ等接客を伴う飲食店、料理店、合唱団及びスポーツジム、カラオケ・ライブハウス、ダンスサークルや卓球など呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所を避けること。
- ・ 三密が揃わなくとも、買い物や散歩、屋外の活動の中にも感染リスクが潜んでいることを認識し、リスク回避をすること。
- ・ 人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保つこと。
- ・ 外出する際は、自分を守り、大切な人を守るため「うつらない」「うつさない」ようマスク着用を徹底すること。
- ・ こまめに手洗いをする。特に外出した際、不特定多数の方が触った可能性のある物（つり革、ドアノブなど）を触った場合は、必ず手洗いをする。
- ・ 少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめること。
- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心掛け、体調不良の場合は、無理せず外出・出勤しないこと。
- ・ 市の広報を活用し、感染者に関するあいまいな情報や風評に惑わされないこと。
- ・ 医療機関、スーパー、コンビニエンスストア、金融機関など市民生活の維持に必要な施設は営業されることから、買い占め行為を慎み、冷静に行動すること。

## (2) 事業者への協力要請

### ■ 施設の使用制限・停止及び催物の開催制限・停止への協力【岐阜県】

岐阜県において、特措法第 24 条第 9 項に基づき、施設の使用制限及び屋内外を問わず複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催について、施設管理者または催物主催者に対し、施設の使用制限・停止もしくは催物の開催制限・停止への協力を要請している。

また、これに該当しない施設についても、特措法によらない施設の使用制限・停止など適切な対応について協力を依頼している。

### ■ 休業協力要請に係る協力金【岐阜県・岐阜市】

岐阜県において、休業協力要請に基づき、県内の施設を 4 月 18 日（土）から 5 月 6 日（水）までの間、全面的に休業する中小事業者に対し、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」として、1 事業者あたり 50 万円を支給する。

本市としては、市 HP にて速やかに市内事業者に周知するとともに、経済部窓口にて県の申請書類を配布している。

### ■ 休業協力要請施設の営業状況調査【岐阜県・岐阜市】

岐阜県において、休業協力要請に基づき、県内事業者にどのような行動変化があったのか実態を把握し、新たな対策を検討していくため、市町村の協力のもと、県下全域の休業協力要請施設の営業状況を把握している。

本市としては、4 月 23 日（木）から 5 月 6 日（水）の間の火・木・土曜日の各日 15 時と 20 時半に市内の営業状況を職員が見回り確認を行っている。

5 月 7 日（木）から 5 月 31 日（日）については、火・土曜日の各日 15 時と 20 時半に営業状況の見回りを引き続き実施していく。

## (3) イベント等の取扱い

岐阜市が主催・関与するイベント、各種講座（以下「イベント等」という。）について、緊急事態宣言を踏まえ **5 月 31 日（日）まで、原則として中止するものとし、実行委員会等主催者に対し、同様の要請をする。**

なお、市が単独で実施するイベント等については、今後においても、新型コロナウイルス感染症対策を優先的に実施していくため、少なくとも 9 月末まで中止することを方針とする。

- ただし、この期間に実施する必要があるものは、または、市有施設の取扱いに準ずるものについては、次に掲げる感染予防対策を徹底した上で、実施可能。

- ・規模（人数など）、開催時間をできる限り縮小・短縮すること。
- ・風邪のような症状のある人は参加を認めないこと。
- ・咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
- ・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
- ・食事を提供しないこと。
- ・そのほか、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」  
「2 多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」（2020年3月19日）  
「4 今後の行動変容に関する具体的な提言」（2020年5月4日）  
を参考に感染対策を講じること。

なお、新型コロナウイルスへの感染による重症化を防ぐため、岐阜市主催のイベント等のうち、主に高齢者や基礎疾患がある方を対象とするものについては、9月末以降も当分の間、中止又は延期とする。

#### （４）市有施設等の取り扱い

**すべての市有施設**については、**5月31日（日）**までの間、**原則休館、利用停止**とする。

休館、利用停止とする主な屋内施設、屋外施設は次のとおり。

##### 【屋内施設】

- 観光施設（岐阜城、麒麟がくる岐阜大河ドラマ館、道の駅柳津交流センター 等）
- 文化施設（歴史博物館、長良川うかいミュージアム、加藤栄三・東一記念美術館、図書館 等）
- 貸館施設等（市民活動交流センター、コミュニティセンター(8)、公民館(50)、市民会館、文化センター、長良川国際会議場、じゅうろくプラザ、サンライフ岐阜 等）
- 運動施設（体育館(10)、岐阜市スポーツ交流センター）
- 児童施設（児童館(13)、科学館、青少年会館(5) 等）
- 福祉施設（老人福祉センター 等）

##### 【屋外施設】

- 運動施設（テニスコート、野球場 等）、公園施設等

なお、上記期間中における、開催できなくなったイベント等に関する施設の使用料については、基本的に使用料を徴収しない。

※ 改定後の基本的対処方針（5月4日変更）の「三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」（3）まん延防止 3）施設の使用制限等 に特定警戒都道府県知事が地域におけるまん延状況等に応じて、感染防止策を講じることを前提に開放することを考える施設の例が挙げられている。

挙げられた(1)博物館、(2)美術館、(3)図書館、(4)屋外公園 等については、今後出される予定の国の専門家会議の中間評価や県の専門家会議の意見を踏まえ、その取扱いを検討する。

## （5）学校等の臨時休業等

### 幼稚園、小学校、中学校、岐阜商業高校、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・臨時休業期間：～5月31日（日）
- ・中学校3年生を対象に家庭でのオンライン学習環境を確保するため、タブレット端末を約4,000台導入する。

### 女子短期大学

- ・授業停止期間：～5月31日（日）
- ・5月7日以降、課題レポートによる在宅学修を開始予定
- ・5月18日から一部講義で遠隔授業（オンライン講義）を開始予定

### 薬科大学

- ・授業停止期間：～5月6日（水）
- ・なお、5月7日からは、遠隔授業（オンライン講義）開始予定

### 市立看護専門学校

- ・臨時休業期間：～5月6日（水）
- ・5月7日（木）～5月31日（日）まで自宅研修期間とする。

※ 改定後の基本的対処方針（5月4日変更）の「三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」（3）まん延防止 5）学校等の取扱い に地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境を作っていく、とされている。

学校の再開については、今後出される国の感染症の専門家会議の中間評価や県の専門家会議の意見、県の教育推進協議会の議論を踏まえ、その取扱いを検討する。

## (6) 保育所、放課後児童クラブ等の閉所

- ・岐阜市にある保育所、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等について、5月31日（日）まで、臨時休園・閉所を要請する。
- ・ただし、医療従事者、警察、消防など（注）社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、継続して受入れ体制を行う。
- ・なお、受け入れ体制の整備や利用料への財政負担については、全面的支援を県に求める。

(注)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

## **(7) 市民等への呼びかけ**

### **市民に向けて**

・市が有する広報媒体への掲載頻度を拡充するほか、新たに新聞広告や公共交通機関等での広報を展開し、広報を強化

【市公式ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS、動画配信（YouTube）、新聞広告、ポスター掲示】

・大型連休中の外出自粛を含む3本の市民向け市長メッセージ動画を岐阜市公式 YouTube チャンネルに掲載。また、広報ぎふ5月1日号の表紙に動画へのアクセスができるQRコードを掲載し、市民への注意喚起を実施

・防災行政無線や防災情報メールを用いて、感染拡大防止を市民に周知する。  
4/26、4/29、5/3には、防災行政無線を用いて、市長が直接市民に対して注意喚起を実施

・岐阜駅前広場に、緊急事態宣言や外出の自粛、人との距離を保つことを啓発する看板等を設置

・公園の利用停止について、巡回を実施

・河川敷について、利用自粛のお願いを市HPに掲載

・観光・文化・スポーツ施設において、連休中の3密回避の徹底・周知を喚起する文書を掲示

・旅館組合・岐阜ホテル会に対し、3密回避を徹底・周知

・運動する際の3密回避、自宅でできる運動動画（県が作成）を市HPに掲載

### **学生に向けて**

・学生に対し、3密を徹底的に避けること、学内の「感染拡大防止のための自宅待機基準」を今一度周知し不要不急の移動を避けること、国の専門家会議が提言した接触8割減への10の具体例を全学生へのメール通知や、学生専用サイトに掲載するなどの周知・徹底

### **保護者に向けて**

・大型連休中は、家族がそろう機会が増えることから、外出や遠出を控え、人との接触を減らしていただくよう、保護者へのメールや学校HPにて注意喚起

### **外国人に向けて**

・ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skypeを活用した生活相談を3月6日（10時～16時まで ※12時～13時を除く）から次のとおり実施

- 英語（毎日）、中国語（火、木、金、土）、タガログ語（日～木）
- ・市 HP 等にて、外国語で、3 密回避の徹底・周知を喚起する内容を掲載

### **職員に向けて**

- ・大型連休における不要不急の外出、移動等の自粛について、4 月 23 日に市長からメッセージを発信。全職員が視聴できるよう動画をイントラネットに掲載

### **その他**

- ・大型連休中も開設する市民課窓口やステーションプラザ、斎苑において引き続きマスクの着用や手指消毒の呼びかけを徹底するとともに、密にならない待合スペースを維持することにより、感染拡大防止を徹底
- ・病院内への入館を規制（大型連休中における対応）
  - ◇ 来院者に対して、来院目的・健康状態を確認
  - ◇ 発熱・咳のある者、味覚・嗅覚障害者に対して、体温測定エリアで問診
  - ◇ お見舞い、面会のお断り（病院から来院を求めた方は除く。）
  - ◇ 着替えなどの荷物を届ける場合の短時間入館
  - ◇ 平日 17:30～翌朝 7:30、土日祝は終日、入館制限（正面入口閉鎖）

## **（８）社会福祉施設における感染症予防対策**

- ・県が作成した「感染・まん延チェックリスト」に基づき、特に重症化しやすい介護等が必要な方が入所する特別養護老人ホーム（25 施設）、介護老人保健施設（15 施設）、障害者支援施設（5 施設）等に対し、直接、感染・まん延防止の取り組み状況の確認・指導を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正（5 月 4 日）を踏まえ改正した「感染・まん延防止チェックリスト」により、更なる感染防止の徹底
- ・高齢者・障がい者が入所する社会福祉施設における感染防止対策を推進するため、手指消毒用エタノールが不足する施設に対し、県と連携して確保

## **（９）職員の感染症予防対策について**

### **テレワークの一層の推進**

- ・各職場において業務を精査することで、職場全体で在宅勤務の活用を図る。
- ・庁内ネットワークに接続できるパソコン（台数 20 台）を持ち帰り、職場とほぼ同じ環境で業務を実施
- ・岐阜県外に居住する職員は、可能な限り在宅勤務とし、職場における勤務が必要な職員は、可能な限り公共交通機関の利用を避けることを通知

## 勤務形態

- ・全ての職員を対象とした時差勤務の実施
- ・コミュニティセンター等（11 か所）にサテライトオフィスを設置し、計 175 人の職員が勤務できる環境を整備

※コミュニティセンター：

市橋、日光、長森、北東部、東部、西部、北部は 15 名、南部は 10 名

その他：

岐阜市文化センター、柳津公民館、みんなの森 ぎふメディアコスモスは 20 名

- ・職員の休憩時間が集中しないよう、休憩時間を弾力的に取り扱う（従来の 12 時～13 時の休憩時間を 11 時 15 分～13 時 30 分の間で 1 時間の設定）
- ・職員や市民の利用する本庁舎地下食堂での「3密」を回避するため、レイアウトを見直し、利用者が密接しないような対応を実施。また、食事の提供時間を 11 時 15 分～13 時 30 分に拡大（従来は 11 時 30 分～13 時 15 分）
- ・従来の休憩時間帯である 12 時～13 時の間は明德庁舎 2 階の会議室を喫食等を行う休憩場所として開放
- ・職員の勤務の割振りを変更（週休日を土、日以外に設定）

## 家族も含めた意識の徹底

- ・手洗いの励行、職場の清掃・消毒及び換気の徹底
- ・公私を問わず「3つの密」回避の徹底
- ・不要不急の出張・会議の見直しの徹底
- ・出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・所属長の所属職員の健康管理の徹底
- ・国内外への旅行、不要不急の外出の自粛

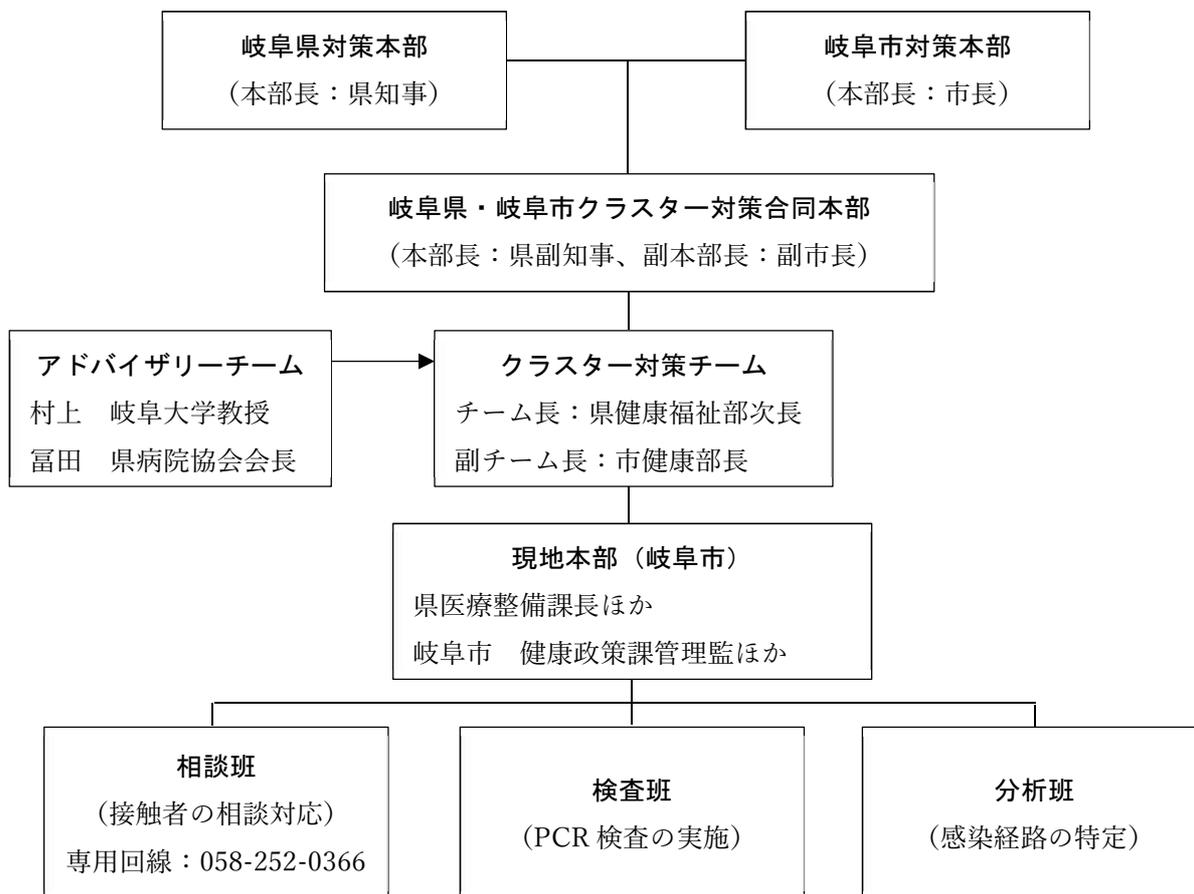
## （10）「みんなでマスクを作ろう運動」の展開

- ・岐阜市は、オール岐阜での取り組みとして、市が「布マスクの作成を呼びかける」チラシを作成し、市全域の自治会、NPO（市民活動団体）に対し、「岐阜市民みんなでマスクを作ろう運動」として展開

## 2 まん延期に耐える医療提供体制の充実・強化

### (1) 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」の新設

- ・岐阜市内において発生した複数のクラスターを早期に終息させるため、4月13日(月)に「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」を設置
- ・設置場所 岐阜市保健所 2階
- ・組織体制 23名(県5名、市16名、専門家2名)



### (2) 保健所の体制強化（感染防止対策の強化）

- ・市内で発生しているクラスターの感染拡大を防ぐため、4月6日(月)付で感染症対策チームを地域保健課内(15名)に新たに設置し、健康部の部内派遣で9名、全庁から10名の職員を増員
- ・さらに、9日(木)付で他部の職員1名、10日(金)付で部内から職員5名、15日(水)付で他部の職員1名、17日(金)付で他部の職員1名、20日(月)付けで全庁から5名を増員し、計47名体制で、感染防止の対策を行う。
- ・また、感染防止対策を効果的に行うため、感染防止対策に特化した部屋を保健所内に確保し、電話回線等を増設し、感染防止対策を速やかに行う。(4月13日(月)～)

### (3) 検査体制の拡充

#### 衛生試験所の検査体制の拡充

- ・衛生試験所において検査体制を拡充し1日あたり最大40検体、必要に応じ最大60検体/日のPCR検査が可能
- ・衛生試験所においては、今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

#### 医療機関内検査の拡大

- ・PCR法に加えLAMP法等による検査も認めることとするなど、これまでの行政検査に加えて医療機関内検査を開始

行政検査	120件/日 (県保健環境研究所、岐阜市衛生試験所)
医療機関内検査	104件/日 (県下5医療機関)
計 224件/日	

#### 地域の医師会との連携による「地域外来・検査センター」の設置

- ・まん延期を見据えた検査体制の増強のため、岐阜県においてPCR検査等を実施する「地域外来・検査センター」を東濃地域に開設(4月30日(木))
- ・本市として、県や岐阜市医師会と連携しながら、岐阜市に設置できるよう準備を進めていく。

### (4) 病床の確保

- ・今後、感染の拡大に伴う入院患者の増加により、入院を必要とする新たな患者が入院できなくなる状況を回避するため、新型コロナウイルス感染患者のための病床を空けた状態にしている医療機関に対し、病床確保に係る経費を補助

32,000円/床 (参考:国の基準 16,000円)
-----------------------------

なお、補助金の負担割合は、国1/4、県1/2、岐阜市1/4となる。

### (5) 後方施設の設置

- ・岐阜県は、新型コロナウイルス感染症のまん延期を見据え、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」を1棟借り上げ、265室を確保し、4月21日から随時患者の受入れを開始。今後、県内の各圏域において、少なくとも1か所の宿泊療養のための後方施設を設置していく予定
- ・本市は、患者搬送の際のスタッフとして職員が対応

## **(6) 患者の搬送**

- ・岐阜県において、重症患者の病床確保のため、感染症指定医療機関において症状が改善した患者は、一般病床に移す。
- ・一方、軽症者等が重症化した場合は、感染症指定医療機関に移し、適切な医療を提供
- ・本市として、市在住の軽症患者の後方施設への輸送に協力
- ・患者移送には、県保健所等が保有する移送車及び市消防本部の救急車を利用

## **(7) 医療従事者への物資の供給**

- ・最前線で治療にあたる医療従事者が使うマスク等医療物資が不足しているため、市内の医療従事者が求めるマスク等医療物資を購入して届ける活動として「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」の受付を開始。(5月1日(金)～)
- ・本市に対してご寄附いただいたマスク（用途が決められてないものに限る）について、医療機関に配布

### 3 緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策 (R2.4.27発表)	
一般会計規模 45,732,324千円 特別会計規模 10,000千円	
<b>①緊急支援フェーズ</b>	
<b>1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化</b> (1) 検査体制の強化 ・PCR検査機器の整備支援  (2) 感染拡大防止支援 ・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用) ・福祉施設等における衛生用品の購入支援等  (3) 病床の確保 ・入院病床確保のための空床補償  (4) その他 ・小中学校等における非接触型体温計の配備 ・放課後児童クラブ (小学校臨時休業等に伴う開設時間延長対応) ・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)	<b>2 市民生活及び事業者への緊急支援</b> (1) 市民生活への支援 ・特別定額給付金(4/27一部専決) ・子育て世帯への支援 ・就学援助 ・住居確保給付金 ・傷病手当金の給付  (2) 事業者への支援 ・実質無利子無担保融資制度の創設(4/27専決) ・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ・雇用調整支援金  (3) その他 ・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免
<b>②予備費執行による緊急対策</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウト応援サイトの開設</li> <li>・薬科大学オンライン講義環境整備</li> <li>・感染症検査機器、患者移送用資機材配備</li> <li>・ワンストップ経営相談窓口の設置</li> <li>・庁舎等相談窓口等の環境整備 (アクリルパーテーション、電話回線増設等)</li> <li>・サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">約0.9億円</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>回復フェーズ</b>  <b>1 消費需要の喚起</b>            ・観光キャンペーンの実施(R2.3補正 4,000万円)   <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; text-align: center;">現在 検討中</div> </div>

#### 感染拡大防止対策 及び 医療提供体制の充実・強化

##### (1) 検査体制の強化

##### ○PCR検査機器の整備支援 (国 10/10)

医療機関等における検査に必要な機器等の整備を支援

※予算 保健所費 規模 1,760 千円 (一財 0)

##### (2) 感染拡大防止支援

##### ○医療機関への衛生用品配布等の支援 (岐阜市単独)

医療従事者等の支援を図るため、ふるさと納税に新たに応援メニュー「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」を創設し、寄附を活用してマスク等の衛生用品を購入し、配布

##### ○福祉施設等における衛生用品等の購入支援等 (保育園等国 10/10)

※障害福祉サービス事業所 (国 2/3、岐阜市 1/3)

※高齢者福祉施設 (岐阜市単独)

保育園、障害福祉サービス事業所等の福祉施設に対し、感染防止に必要な衛生用品等の購入を支援

併せて、岐阜市単独事業として高齢者福祉施設に対しては、1事業所 10万円を上限に、衛生用品等の購入を支援

※予算	子ども保育費	規模 53,566 千円 (一財 0)
	子ども支援費	規模 3,954 千円 (一財 0)
	障害者総合支援費	規模 22,500 千円 (繰入金 7,500)
	老人福祉費	規模 102,600 千円 (繰入金 102,600)

私立保育園 106 か所、病児・病後児保育施設 7 か所、母子生活支援施設 2 か所、  
障害サービス事業所 330 か所、高齢者福祉施設 1,026 か所

### (3) 病床の確保

#### ○病床確保の支援 (国 1/4、岐阜市 1/4、県 1/2)

新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床を確保するため、病床を空けた状態とする医療機関を支援 (@32,000/日) ※既存制度に県単補助を上乗せ

※予算 保健所費 規模 252,387 千円 (繰入金 64,298)

### (4) その他

#### ○小中学校等における非接触型体温計の配備 (幼:国 10/10、その他:岐阜市 1/2)

登校時に短時間で体温測定が行えるよう市立の幼稚園、小・中・高・特別支援学校に非接触型体温計を配備 ※配備数計 72 台

※予算 保健体育費 規模 1,439 千円 (一財 700)

#### ○放課後児童クラブ (国 1/3、県 1/3、岐阜市 1/3)

仕事を休むことが困難な家庭の児童を対象に、小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの開設を延長

※予算 青少年育成費 規模 30,766 千円 (一財 10,256)

※放課後児童クラブ 46 か所 (4月24日現在 61 教室開設)

#### ○ICT教育推進 (岐阜市単独)

中学校3年生を対象に家庭でのオンライン学習環境を確保するため、タブレット端末を導入

※タブレット端末機器レンタル計 約 4,000 台

※予算 中学校教育振興費 規模 75,919 千円 (一財 75,919)

## 市民生活 及び 事業者への緊急支援

### (1) 市民生活への支援

#### ○特別定額給付金 (国 10/10) ※4/27 一部専決 111,168 千円

国民一人当たり一律 10 万円の特別定額給付金を支給 ※約 40.9 万人を想定

※予算 援護費 規模 40,987,914 千円 (一財 0)

全庁から人員を増員し、市民の皆様にも一日も早い支給 (5 月中) を目指す。

#### ○子育て世帯への支援

##### ・臨時特別給付金 (国 10/10)

児童手当の受給者に対し、児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金を支給

※予算 子ども支援費 規模 485,666 千円 (一財 0)

※対象児童数 約 4.7 万人を想定

##### ・岐阜市ひとり親家庭等応援金 (岐阜市単独)

児童扶養手当を受給する世帯に対し、岐阜市独自の応援金 (1 万円) を支給

※予算 子ども支援費 規模 27,589 千円 (一財 249、繰入金 27,340)

※対象世帯数 約 2,700 世帯を想定

#### ○就学援助 (岐阜市単独)

学用品費や給食費等の援助を行う準要保護について、家計が急変した世帯も対象なるよう直近 4 か月の収入状況による認定基準を追加 (当初予算対応)

#### ○住居確保給付金 (国 3/4、岐阜市 1/4)

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方を支給対象者に追加

※対象者 20 人/月を想定 (対象者拡充 令和 2 年 4 月 20 日～)

※予算 援護費 規模 21,396 千円 (繰入金 5,349)

#### ○傷病手当金 (特別調整交付金 10/10)

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、感染または感染が疑われる被用者に傷病手当金を支給 (条例改正予定 適用: 令和 2 年 1 月～)

※予算 国保特会 規模 10,000 千円

## (2) 事業者への支援

### ○ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ※4/27 専決 2,345,700 千円

売り上げ減少など経営が厳しくなっている中小企業を支援するため、実質無  
利子無担保で融資を受けることが出来る市の融資制度を5月1日から創設。  
当初3年間の全額利子を補給。(※融資限度額 3,000 万円)  
併せて、融資に要する原資も増額。

### ○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (県 1/2、岐阜市 1/2)

県の休業要請に応じて4月18日～5月6日までの間、全面的に協力した事業  
者に対し、協力金を50万円支給(内岐阜市負担分 25万円)  
※予算 商工業振興費 規模 1,000,000 千円 (一財 1,000,000)

### ○雇用調整支援金 (県 1/2、岐阜市 1/2)

国の雇用調整助成金を活用した事業所を対象に、事業主負担分を補助  
※予算 労働諸費 規模 208,000 千円 (一財 104,000)

### ○テイクアウト応援サイト開設 (予備費執行)

頑張っている飲食店を支援するため、岐阜商工会議所、柳津商工会と連携し、  
テイクアウトを実施している情報サイト『ウチ店』を開設。

### ○ワンストップ経営相談窓口の設置 (予備費執行)

事業者の多岐にわたる相談に迅速に対応するため、岐阜商工会議所と連携し、  
会議所建物内において、会議所の経営相談や国の制度の受付、市の融資認定受  
付などのワンストップ窓口を5月1日から開設。

## (3) その他

### ○市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

収入が大幅に減少し、市税の納付が困難な方について、1年間納付を猶予し、  
猶予期間中の延滞金を免除。また、収入が減少した国民健康保険、介護保険、  
後期高齢者医療制度の被保険者に対して保険料を減免

※補正予算なし

## 感染収束後の経済活動回復を後押しする対策

### ○消費需要の喚起

・関連産業の裾野が広い観光について、感染収束期に客足を急回復させるため、

宿泊等のクーポン活用によるキャンペーンを支援する。

- ・国経済対策に示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の活用などにより、感染収束の状況を勘案しながら、消費需要喚起につながる施策を講ずる。

## 参考

### 岐阜市における主な対応状況

1月 27日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2月 3日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置
	岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催（2月21日設置）
	<b><u>県内で初の陽性患者が発生</u></b>
27日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催（イベント等の開催方針）
28日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催（幼稚園、市立学校等の対応）
	保健所地域保健課の相談受付時間を変更（土日祝日も実施）
29日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催（市有施設の休館・一部停止）
3月 12日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催（感染症対策アクションプラン）
	<b><u>岐阜市で1例目の感染者（ニューヨークからの帰国者）</u></b>
18日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
	<b><u>ナイトクラブクラスター1例目の感染者が発生</u></b>
4月 2日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催
	第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」
	県による[ストップ 新型コロナ 2週間作戦]の発信
6日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催（推進体制[感染症対策チーム]
7日	<b><u>国が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出</u></b>
	（5月6日まで：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）

- 4月 7日 **飲食店クラスター1例目の感染者が発生**
- 8日 第1回「岐阜市対策本部会議」開催（特別措置法に基づく本部会議の開催）
- 10日 第2回「岐阜市対策本部会議」開催（岐阜市[非常事態]総合対策）
- 岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発出** ※参考資料1
- 職場のクラスター1例目の感染者が発生**
- 11日 市内感染者が50例目を超える
- 13日 第3回「岐阜市対策本部会議」開催
- 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置**
- 14日 第4回「岐阜市対策本部会議」開催
- 16日 **県が特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域に指定（特定警戒都道府県）**
- 17日 第5回「岐阜市対策本部会議」開催 ※参考資料2
- 20日 第6回「岐阜市対策本部会議」開催
- 23日 感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始（HOTEL KOYO）
- 24日 第7回「岐阜市対策本部会議」開催（岐阜市[非常事態]総合対策の見直し）
- 27日 第8回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルス感染症緊急対策）
- 市長メッセージ発出（市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ）
- 28日 市長メッセージ発出（大型連休に向けて）
- 5月 1日 第9回「岐阜市対策本部会議」開催
- 4日 **国が5月31日までの緊急事態宣言の延長を決定**
- 5日 **岐阜県、岐阜市が岐阜市内のクラスター終息を発表**
- 6日 第10回「岐阜市対策本部会議」開催

令和 2 年 4 月 10 日

# 新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言

岐阜市では 4 月以降、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）及び料理店において 2 件のクラスター（集団感染）が発生しています。加えて、感染拡大に伴い岐阜圏域の病床は逼迫しており、状況は極めて深刻です。

こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」がなされましたが、岐阜市においても「**新型コロナウイルス感染症 非常事態**」を宣言します。

感染拡大防止のためには、すべての市民の皆様、企業の皆様、関係団体の皆様力を結集し、「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

<市民の皆様へのお願い>

- 外出を自粛してください
  - ・医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末、早朝・昼・夜・深夜問わず、外出を自粛してください。
- 人との距離を保ってください
  - ・感染リスクが高まる 3 つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）、料理店、スポーツジム、カラオケ、ライブハウス等）を徹底的に回避してください。
  - ・人と接する場合は、可能であれば 2 メートル程度の距離を保ってください。
  - ・少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめてください。
- 国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛してください
  - ・国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛するとともに、当該区域に在住の方についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えてください。

<企業の皆様へのお願い>

- 感染拡大防止にご協力をお願いします
  - ・テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めてください。
  - ・保育所（園）、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等を原則、臨時休園・閉所するため、特段のご配慮をお願いします。
  - ・市内でクラスターが発生している状況を鑑み、店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業などにご協力をお願いします。

**岐阜市長 柴橋 正直**

令和 2 年 4 月 17 日

## 政府の緊急事態宣言を受けて

4 月 16 日に政府より全都道府県に対し**緊急事態宣言**が発令されました。対象期間は、**5 月 6 日（水）**までです。

**特に、岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられました。**

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますよう強くお願いいたします。

**「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。**

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

**岐阜市長 柴橋 正直**

### 岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

- 徹底した外出自粛の要請（法第 45 条第 1 項）
  - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

- 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第 24 条第 9 項）
  - ・特措法第 24 条第 9 項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
  - ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請